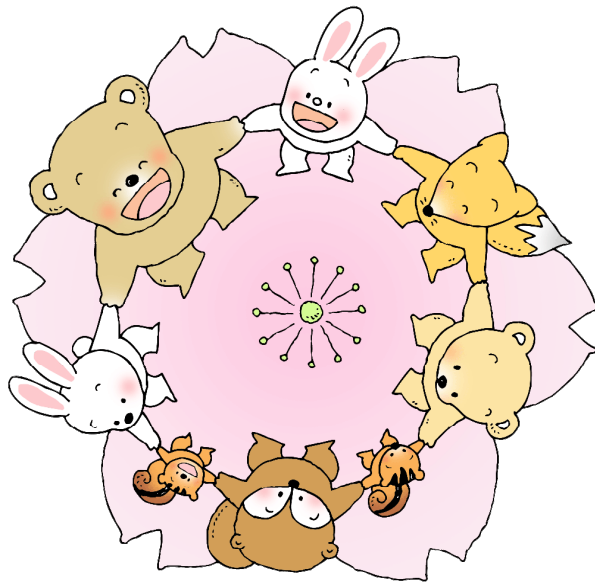




令和 6 年度

令和6年4月改訂版

# 学校いじめ防止基本方針



八千代市立高津小学校

# 目 次

はじめに

<b>1 基本理念について</b> -----	1
(1) 基本理念	
(2) いじめの定義	
(3) 学校及び教職員の責務	
<b>2 学校いじめ対策組織について</b> -----	2
(1) 組織名称と構成員，対応内容	
(2) 教職員以外の構成員	
<b>3 いじめ未然防止について</b> -----	3
(1) 啓発運動について	
(2) 教職員について	
(3) 学習指導全般について	
(4) 道徳教育等について	
(5) 児童会活動等について	
(6) その他の活動について	
(7) 特に配慮が必要な児童等について	
(8) 配付端末（PC・タブレット等）について	
<b>4 いじめの早期発見について</b> -----	6
(1) 質問紙によるアンケート調査について	
(2) 面談等による調査について	
(3) 日常の取組について	
(4) 保護者への協力要請等について	
<b>5 いじめの相談・通報について</b> -----	7
(1) 日常の相談・通報について	
(2) 相談・通報に関する指導について	
<b>6 いじめを認知した場合の対応について（重大事態でない場合）</b> -----	9
(1) 認知後の報告・連絡体制について	
(2) 対応について	
<b>7 指導について</b> -----	11
(1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について	
(2) 加害児童への指導・保護者への助言	
(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について	
<b>8 重大事態への対処について</b> -----	11
(1) 重大事態の基準	
(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について	
(3) 対処について	
<b>9 公表，点検，評価等について</b> -----	13
(1) 公表について	
(2) 点検について	
(3) 評価について	
(4) 改訂について	

# 令和 6 年度 八千代市立高津小学校学校いじめ防止基本方針

平成26年 1月 7日策定  
(最終改訂 令和6年4月1日)

関連法案：いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布）  
いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学省）  
八千代市いじめ防止基本方針（平成27年6月15日策定）

## はじめに

いじめは、人として決して許されない行為であり、人権侵害であり、犯罪です。学校は、児童一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要です。同時に、「いじめはどの学校も、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」との基本的な認識に立つことが必要です。

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、9月28日に施行されました。この法律を受けて、本校の教育目標である「豊かな心を持ち、たくましく生き抜く子供の育成」を実現するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「人を理解し、人を大切にできる児童の育成」に努め、「教職員のいじめを含めた人権問題に関する研修の充実」を図り、「人権に関する指導の共通理解・共通行動」ができる校内体制を確立していきます。同時に、教職員以外（PTA会長や学校運営協議会委員）の意見聴取や協力を得て、学校、家庭、地域社会、その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指していきます。

学校は、児童が安心して過ごせる場であり、児童が成就感や達成感を味わうことのできる場です。児童の人権を尊重し、一人一人を大切に安全な学校づくりを教職員と推進していくと同時に、家庭や地域社会と連携し、地域ぐるみでいじめ防止を推進していきたいと考えています。

作成にあたり、PTA会長等からの貴重なご意見をいただいたことに感謝申し上げます。

## 1 基本理念について

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の基本的な人権及び、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。これは、すべての児童に関係する問題である。したがって、本校では、すべての児童が学校の内外を問わずいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめ防止等の対策を行う。

加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、関係機関が一体となり、組織的・計画的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

## (2) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

## (3) 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、学校の教育活動全体を通じて、また、保護者、地域社会、関係機関と連携を図りつつ、いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導體制、校内研修等包括的な方針を定めたり、具体的な指導内容を決める等いじめ防止に努めるとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し再発防止に努める。

また、対処にあたっては、正確かつ丁寧な情報提供等を行う。

## 2 学校いじめ対策組織について

### (1) 組織名称と構成員，対応内容

#### ① 日常組織

ア 組織名称：いじめ対策委員会（生徒指導部会内月1回定例会議）

イ 構成員：校長，生徒指導主任，養護教諭，各学年生徒指導担当

ウ 対応内容

- ・情報収集と情報交換…いじめ相談，通報窓口の設置，情報の記録
- ・教職員の共通理解事項の確認
- ・早期発見に向けた取組
- ・基本方針に基づく実行・検証・改善 等

#### ② いじめの疑いにかかわる情報があったときの緊急の組織

ア 組織名称：「緊急いじめ対策委員会」

イ 構成員：校長，教頭，教務主任，各学年主任，生徒指導主任，担任  
養護教諭

※重大事態の場合は，必要に応じてPTA会長，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，民生委員・主任児童委員の協力を得る。

ウ 対応内容

- ・事実確認
- ・情報の共有化
- ・指導・支援の対応方針の決定
- ・児童への指導・支援
- ・保護者への支援及び助言
- ・関係機関との連携 等

### (2) 教職員以外の構成員

①心理の専門的知識を有する者（スクールカウンセラー）

②福祉の専門的知識を有する者（スクールソーシャルワーカー）

③地域の実情を把握している者（民生委員・主任児童委員）

④保護者の視点から（PTA会長等）

※重大事案には、必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の派遣を要請する。また、状況により市教委と相談し派遣を要請する。

### 3 いじめ未然防止について

#### (1) 啓発活動について

##### ①児童

- ア 「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を、年間を通じて行う。
- イ 学級活動や学年集会、全校集会の機会に、学校全体で暴力や暴言を排除するように周知する。
- ウ 次の態様は、いじめであることを周知する。
  - ・冷やかしかからかい ・悪口や脅し文句 ・嫌なことを言う
  - ・仲間はずれ ・集団による無視 ・金品をたかる ・隠す ・盗む
  - ・わざとぶつかったり、叩いたり、蹴ったりする（軽重に関係なく）
  - ・壊す ・捨てる ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる
  - ・パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをする
- エ 必要に応じて、いじめ防止対策推進法第四条（児童は、いじめを行ってはならない。）を紹介する。

##### ②保護者

- ア 年度当初の学校経営方針を説明する場において、いじめはどの児童にも起こり得るとの認識の下、いじめ予防の方策や相談体制、対処の体制について紹介する。
- イ 年度当初の学級懇談会、保護者希望面談等において、いじめを受けた児童の変化の特徴や学校以外の相談窓口等について紹介する。
- ウ 必要に応じて、いじめ防止対策推進法第九条（保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。）を紹介する。
- エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によりいじめの早期発見のための協力を要請する。

##### ③地域、その他

- ア 学校だよりの自治会回覧や学校ホームページを通じて、学校や家庭での未然防止や早期発見等の取組について紹介するとともに、学校以外におけるいじめの疑いのある場合の通報等の協力をお願いする。

#### (2) 教職員について

##### ①日常の留意事項

- ア 教職員が最大の教育環境であることの自覚を持つ。
- イ すべての児童を公平に、愛情を持って接するように心がける。
- ウ 教職員と児童の間での呼称や言葉遣いに気をつける。
- エ 正しいことと悪いこととの区別をする。

## ②研修

ア 校内研修計画に、いじめに関する次の内容を位置づける。

- ・未然防止
- ・早期発見
- ・教育相談
- ・情報モラル

## ③不祥事防止

ア 教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長する場合があることを認識して指導にあたる。

イ 校長，教頭は，児童の様子について，適宜巡回し把握する。

## （3）学習指導全般について

### ①各教科・領域について

ア 年度当初の校内研修で，共通する学習規律について共通理解する。

イ 各教科において，生徒指導の機能を生かした「わかる授業」について共通理解する。

ウ 「いのちの教育」に関連づくものを整理し，いのちを守ることを意識し指導する。

### ②教育活動全般について

ア 学力向上部会や研究推進委員会において，一人一人に自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与える等の工夫について協議し，実践する。

イ 児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童に提供し，児童の自己有用感・自己肯定感を高める。

ウ 言語活動の充実の視点からも，教職員の言語環境を整備し，児童が仲間と共に協力して学習する場面等を，学習内容に応じて適切に設定する。

エ 人権週間（12月4日～10日）に向けての人権教室の実施。（外部講師を招いて）

## （4）道徳教育等について

### ①道徳の授業について

ア 千葉県道徳教育推進のための基本的な方針に則り，「『いのち』のつながりと輝き」を主題とした4つの視点に基づいて，年間指導計画の見直しを行う。

イ 千葉県で作成した道徳教育映像教材を積極的に活用する。

ウ 情報モラル等の視点を踏まえた授業を年間計画に位置づけ実施する。

エ 作成した指導略案や教材教具等を学年で共有し，道徳の授業の確実な実施を図る。

オ 道徳の授業公開を実施する。

- ・いずれかの授業参観日

カ 体験活動と結びつけた道徳教育の充実を図る。

### ②情報モラル指導について

ア 情報教育の年間計画に位置づけて実施する。

イ 高学年に対して，インターネットを通じて行われるいじめ防止等の指導を年間1時間以上実施する。

ウ 文部科学省作成のDVDの活用及び外部から講師を招聘し実施する。

## (5) 児童会活動等について

### ①児童会活動

ア 児童会活動の一環として、いじめ撲滅に向けたキャンペーンを実施する。

- ・全校集会での「いじめゼロ宣言」等の啓発活動
- ・人権週間（12月4日～10日）における「いじめゼロ宣言」に向けた啓発活動の実施。

### ②子どもサミット活動

ア あいさつ運動等で、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で行事に主体的に参加・活動できる集団づくりを行う。

イ 目的に向かって活動する中で、自主性を育てる。また、他校児童や地域の方との関わりから、仲間づくりやよりよい人間関係づくりを学ぶことができるようにする。

## (6) その他の活動について

ア 教育活動の一環であることを全教職員が共通理解して指導や支援、励ましを行う。

イ 児童同士のよりよい人間関係づくりの視点を持つと同時に、指導のねらいを明確にして指導にあたる。

ウ 過度の競争意識が児童に不要なストレスを与えることがないように十分留意して指導にあたる。

エ 円滑な人間関係が築けているかを教職員が把握し、共通理解のもと指導や支援にあたる。

オ 校内行事等の準備活動では、児童のよりよい人間関係づくりの視点をもって指導にあたる

カ 校内行事を通して、集団の一員としての自覚や自信を育むことによって、お互いを認めあえる人間関係をつくる。

キ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## (7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○発達障害を含む、障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び支援を行う。

○海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。

○LGBTQに係る児童等については、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

○震災により被災した児童等又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○感染症等に係るいじめについて

感染症等に係るいじめも懸念されることから、差別や偏見などに留意し、適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については、教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い、個人情報取り扱いを慎重に行う。また、感染児童等への心のケアを適切に行い、感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。また、ワクチン接種に関しても、接種を受ける又は受けないことによって、差別等の不当な扱いによるいじめが発生しないよう継続的な指導を行う。

#### **（８）配付端末（PC・タブレット等）について**

○一人一台配付されている端末は、正しい使い方をしないとトラブルの原因になったり、気づかないうちにいじめの加害者になったり、犯罪に巻き込まれたりする危険もあることから、適切な利用に向けて継続的な指導を行う。

### **４ いじめの早期発見について**

#### **（１）質問紙によるアンケート調査について**

##### **①国等による緊急調査等**

ア 実施 未定（指示に従って実施）

##### **②千葉県教育委員会による調査**

ア 実施 未定（指示に従って実施）

##### **③八千代市教育委員会主体の調査について**

ア 目的 いじめの早期発見

イ 期日 毎年度６月頃 ※変更になる場合あり。

ウ 方法 児童対象 質問紙による

質問紙作成：教育委員会 集計・分析：当該校教職員

エ 報告 集計後、教育委員会指導課に提出

重大事態と判断される場合は直ちに報告

オ 対応 項目６，７，８に則り速やかに対応

※緊急調査を実施する場合有り

##### **④学校主体の調査について**

ア 実施 いじめの早期発見 ３回実施

イ 期日 学期末（７月・１２月・２月）にアンケート調査を実施

ウ 方法 児童対象 学校独自

エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告

オ 対応 項目６，７，８に則り速やかに対応



## (2) 面談等による調査について

### ①実施

ア 6月・12月の保護者希望面談，9月・1月の保護者面談  
(年度のより変更の可能性あり)

### ②対応

ア 学校の様子や家庭の様子等の情報交換を通して，児童の実態（学習，遊び，友人関係等）からいじめがないかの実態を把握する。

## (3) 日常の取組について

### ①登下校時

ア 登下校時の様子については，学級担任以外の教職員で観察する。特に，ぎりぎりでの登校が目立つ場合等は留意する。

### ②学校内で

ア 朝の健康観察では，表情や体調不良の頻繁な訴え等に留意する。

イ 授業開始時の雰囲気や一人で遅れて教室に入ってくる児童に留意する。

ウ 授業中のグループ活動時の様子や正しい発言に対する冷やかし等に留意する。また，適切に指導する。

エ 給食時の人間関係を注意深く観察する。また，人気のあるメニューを譲っていたり，人気のないメニューが多く盛られていないか等に留意する。(おかわりの仕方等，ルールの徹底が必要)

オ 清掃時には，担任だけでなく，担当場所の教職員も人間関係を注意深く観察する。特に，みんながいやがる場所を一人で清掃している場合などは留意する。

カ 休憩時間等は，トイレや余裕教室，階段の踊り場等，できるだけ死角をつくらぬような教職員の動線，人的配置を行う。

キ 言葉の乱れや荒れた口調，服の汚れに留意する。

ク 用がないのに保健室等へ行ったり，階段を徘徊したりしている児童に留意する。

ケ 退勤前に，教室の整理，観察を行う。また，使用している余裕教室やトイレにも注意を払う。

コ 校長・教頭は，教職員からの報告を待つだけでなく，自らも児童の人間関係等の情報を集めるよう努める。

## (4) 保護者への協力要請等について

ア 年度はじめに「お子様についてのアンケート」を実施し，新しい担任と児童についての情報を共有し指導にあたっていく体制をつくる。

イ 児童の様子で気になることがあった場合には，些細なことであっても担任まで連絡を入れてほしいこと，逆に，学校からも気になることは連絡することの協力体制について依頼する。

## 2 いじめの相談・通報について

### (1) 日常の相談・通報について

#### ①学校

ア 全教職員が相談窓口である。

イ 相談，通報してきた児童には，仕事の手を止めて誠実に対応することを心がける。

ウ すこやかトークデー（教育相談）の機能を生かし，児童，保護者からの相談をいつでも受ける。

## ②学校以外

ア 年度当初，全校児童へ，SOSカード（指導課発行電話相談窓口連絡先）を配付する。また，次に示す必要と思われる相談窓口や連絡機関を児童と保護者に周知する。

イ 学校で判断に迷った場合，関係機関・専門機関に相談し，連携して対応にあたる。

ウ いじめを伴う児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，所轄の警察署に通報し，適切な援助を求める。

（参考）主な相談窓口（緊急）

機 関 名	電 話	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

（参考）主な相談窓口（一般）

機 関 名	電 話	（休業日等詳細はHPでご確認下さい） 相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話(月～金)9:00～16:00
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	(特別支援教育の指導、学習・生徒指導相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市青少年センター	047-483-2842	(青少年の非行に関する相談) 電話(月～金)9:00～16:00
八千代市適応支援センター	047-486-1019	(適応支援相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	(子どもの総合相談) 電話(月～金)9:00～17:00
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6017	(教育上の様々な悩み等について) 電話(月～金)9:00～17:00

千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話 24時間受付 面接(月～金) 8:30 ～ 16:30 要 予約
千葉中央児童相談所	043-252-1152	電話 8:30 ～ 20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話(月～金)8:30 ～ 17:00
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用 SOS E-mail 有り

※上記機関とも連携をしながら、いじめの早期発見や対応にあたる。

## (2) 相談・通報に関する指導について

### ①学校

ア 年度当初の全校集会，学年集会，学級活動において，相談することや通報することは適切な行為であることを周知する。

イ いじめについて相談することや通報することについて，児童に指導する。(いじめゼロ宣言「話す勇気」について，具体的に説明する。)

## 6 いじめを認知した場合の対応について

### (1) 認知後の報告・連絡体制について

#### ①報告

ア 発見者は(通報を受けた者)は，事実確認がない場合でも報告する。

※発見者(通報を受けた者)→教頭→校長→いじめ対策委員会→全教職員

### (2) 対応について

#### ①認知の判断

いじめ対策委員会が，いじめとして対応すべき事案かどうか判断すると共に，校長，教頭へ報告し，最終的に校長が判断する。ただし，判断材料が不足している場合には，関係者の協力のもと，事実関係の把握を行う。

※重大事態の基準については別項8を参照する。

#### ②認知後の対応

ア 緊急いじめ対策委員会を中心に，対応の方針を決定する。

イ いじめを受けた児童の心情を理解した具体的な対応をする。

ウ いじめを行った児童や周辺の児童等への聴き取り調査を適切に行う。

エ いじめを行った児童が，いじめを受けた児童や通報者に圧力(物理的・精神的)をかけることを防ぐ。

オ いじめを受けた児童の保護者へは，できるだけ早い段階で事実を伝える。また，調査結果やいじめを行った児童等への指導について情報提供を行う。

カ いじめを行った児童の保護者への事実の通知も、できるだけ早い段階で行う。  
キ インターネット上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるよう求める。また、必要に応じて地方法務局の協力を求める。尚、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに八千代警察署に通報して援助を求める。

ク 緊急いじめ対策委員会を中心に、再発防止策を協議する。

ケ いじめが解消した上で児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

コ 早期に警察等への相談、通報が必要になる場合があることを全教職員が認識する。

### ③いじめの解消の定義

- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

【いじめが解消している状態】（国、県、市基本方針を参照）

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。

#### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒本人及びその保護者に被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(参考) いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例

- ・不同意わいせつ罪（刑法第176条）・傷害罪（同第204条）
- ・暴行罪（同第208条）
- ・強要罪（同第223条）
- ・窃盗罪（同第235条）
- ・恐喝罪（同第249条）
- ・器物損壊等罪（同第261条）
- ・脅迫罪（同第222条）
- ・侮辱罪（同第231条）
- ・名誉毀損罪（同第230条）等

## 7 指導について

### (1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

#### ①具体的な方法

- ア いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、守り通すことを伝え、不安を除去する。
- イ いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラー、民生委員・主任児童委員等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ウ いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える等、自尊感情を高めるように留意する。
- エ つながりの深い教職員を中心に、事実が確認された時点で家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。

### (2) 加害児童への指導・保護者への助言

#### ①具体的な方法

- ア いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。
- イ つながりの深い教職員を中心に、事実が確認された時点で家庭訪問等を行い、保護者へ事実関係を伝え、学校との連携方法等について話し合う。
- ウ いじめを行った児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向けるように留意する。
- エ 必要に応じて、加害児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、被害児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- オ 必要に応じて、八千代警察署生活安全課等と連携して対応にあたる。

### (3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

#### ①具体的な方法

- ア 自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- イ はやし立てる等、いじめに同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ウ 必要に応じて集会等を開き、不要なうわさ話等が広がらないように指導する。

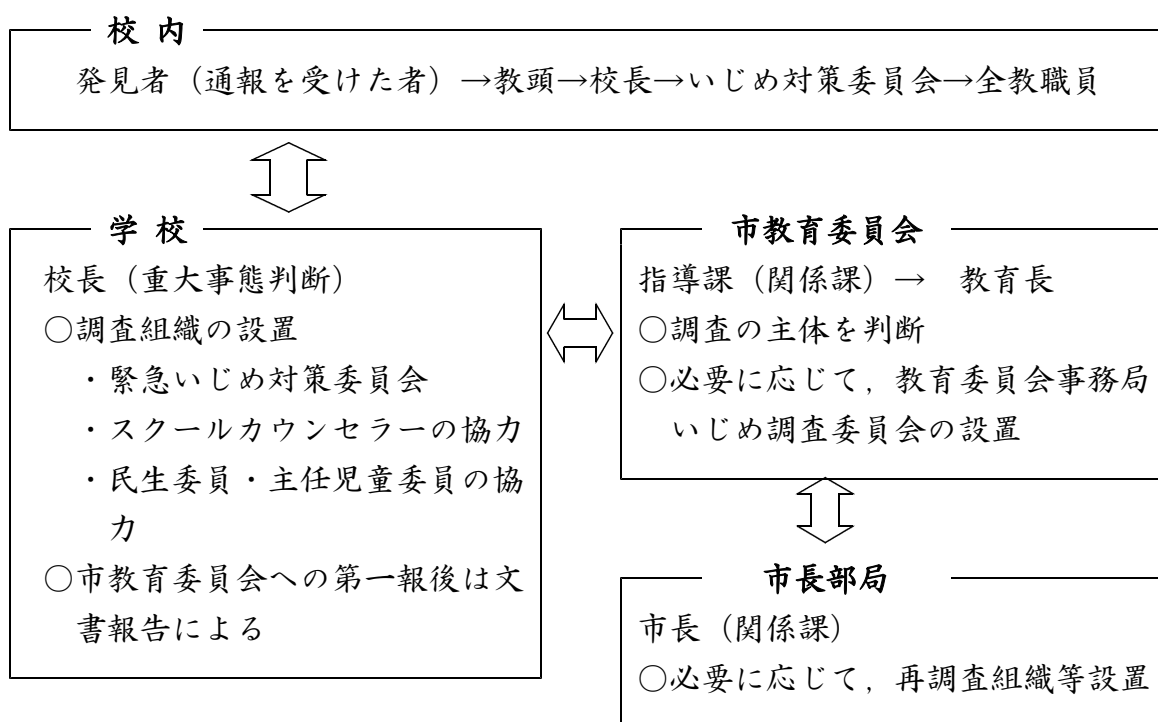
## 8 重大事態への対処について

### (1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

- ①「生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは，  
 ア 児童が自殺を企図した場合  
 イ 身体に重大な障害を負った場合  
 ウ 金品等に重大な被害を被った場合  
 エ 精神性の疾患を発症した場合等の想定がある。
- ②「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは，  
 ア 不登校の定義に則り，年間30日以上を目安とする。ただし，一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

## (2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



- ※保護者が「重大事態」と申し立てた場合，その時点で重大事態でないと考えたとしても，重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる。
- ※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり。

## (3) 対処について

- ①学校が調査の主体の場合
- ア 学校の下に，重大事態の調査組織を設置する。
- イ 記録（事実，調査結果，組織での協議や保護者への情報提供，児童への指導等対応事項）を確実に残す。
- ウ 調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- オ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- カ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※ いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針（平成26年7月改訂児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参考にする。

## ②市教育委員会が調査の主体の場合

- ア 教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- イ 学校は情報提供等に協力する。

## 9 公表，点検，評価等について

### (1) 公表について

- ①学校ホームページへ本基本方針掲載
- ②「学校だより」等により紹介

### (2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

### (3) 評価について

- ①学校評価
  - ア いじめ防止等に関する質問事項を加えて実施する。(3学期)
- ②学校運営協議会
  - ア 本基本方針運用状況について意見聴取する。(学校運営協議会開催時)
- ③教育委員会報告
  - ア 評価内容を教育委員会へ報告する。(2月頃)

### (4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のためにより実効的に取り組めるよう、年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。